

野田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年6月28日

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 2 3 号

野田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

野田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年野田市条例第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 の項中「又は」を「（以下「児童扶養手当関係情報」という。）」、「」に改め、「住民票関係情報」という。）」の次に「又は 3 の項の事務の欄に掲げる事務に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）」を加え、同表の 2 の項中「又は住民票関係情報」を「、住民票関係情報又は外国人生活保護関係情報」に改め、同表に次のように加える。

3 「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」（昭和 2 9 年 5 月 8 日社発第 3 8 2 号厚生省社会局長通知）による外国人の保護に関する事務であって規則で定めるもの	健康保険法（大正 1 1 年法律第 7 0 号）、船員保険法（昭和 1 4 年法律第 7 3 号）、私立学校教職員共済法（昭和 2 8 年法律第 2 4 5 号）、国家公務員共済組合法（昭和 3 3 年法律第 1 2 8 号）、国民健康保険法、地方公務員等共済組合法（昭和 3 7 年法律第 1 5 2 号）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報、労働者災害補償保険法（昭和 2 2 年法律第 5 0 号）による給付の支給に関する情報、雇用保険法（昭和 4 9 年法律第 1 1 6 号）による給付の支給に関する情報、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成 2 3 年法律第 4 7 号）による職業訓練受講給付金の支給に関する情報、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 3
--	---

9年法律第129号)による資金の貸付けに関する情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給に関する情報、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)による特定医療費の支給に関する情報、生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報、児童扶養手当関係情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、地方税関係情報、母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報、介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報、国民年金法(昭和34年法律第141号)、私立学校教職員共済法、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)、国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成16年法律第166号)による特別障害給付金の支給に関する情報、年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成24年法律第102号)による年金生活者支援給付金の支給に関する情報、特別支援学校への

就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）による職業転換給付金の支給に関する情報、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）による公務上の災害若しくは通勤による災害に対する補償に関する情報、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による永住帰国費、自立支度金、一時金若しくは一時帰国旅費の支給に関する情報、同法による支援給付若しくは配偶者支援金の支給に関する情報又は公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第3条第3項第1号から第3号までに規定する事項であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。